

第5章 景観行政の推進に向けた取組み

1 重点的に景観形成を進める地域

特に良好な景観の整備、保全、創出により、本市の景観形成に重要な役割を担うと認められる地域については、「景観形成重点地域」の指定や、地域住民・事業者との協働によるきめ細やかな景観形成基準の設定など、地域の特性に応じた誘導について検討します。

2 景観重要建造物の指定の方針

道路や公園などの公共の場所から容易に見ることができる建造物（建築物及び工作物）のうち、外観が景観上の特徴を有し、次の項目に該当するものについて、所有者の同意を得て、景観重要建造物の指定を検討します。

- 優れたデザインを有し、市民に親しまれているもの。また、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- 街角やアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 時を経て、伝統的なたたずまいが保存されて、風土の景観に寄与するもの
- 地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、これらの特性が形として表されたものであり、地域を象徴する建造物であるもの
- 公共性の高い場所において、景観的重要性の高いもの

3 景観重要樹木の指定の方針

道路や公園などの公共の場所から容易に見ることができる樹木のうち、樹容が景観上の特徴を有し、次の項目に該当するものについて、所有者の同意を得て、景観重要樹木の指定を検討します。

- 相当な樹齢の古木や鎮守の森のうち、良好な景観に寄与するもの
- 地域のシンボリックな存在で、市民に親しまれており、良好な景観の形成に寄与するもの
- 街角やアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 公共性の高い場所において、景観的重要性の高いもの

4 屋外広告物の表示等の制限

屋外広告物の表示等については、山口県の権限移譲により、平成23年4月から本市が県条例に基づいて、一部の許可事務を行っています。

屋外広告物は、大きさや形状、色彩などにより景観形成に大きな影響を与えており、市街地でのにぎわい創出の効果がある一方で、良好な景観の阻害につながることもあります。このため、屋外広告物の表示等に係る一定の制限・規制について検討します。

5 景観重要公共施設の整備

道路や河川、都市公園などの公共施設は、本市の景観を構成する重要な要素となっています。

こうした公共施設のうち、良好な景観を形成する上で特に重要な役割を担うものについて、当該施設の管理者の同意を得て、景観上必要な整備に関する事項や占用等の許可基準について検討します。